

参考資料

公益法人会計基準について

昭和52年3月4日

公益法人監督事務連絡協議会

1 本会計基準の設定の経緯

昭和46年12月、行政管理庁は、公益法人の指導監督に関する勧告の中で、主務官庁は、公益法人の会計、経理に関する事務処理の基準を設けて、適切な指導を行うことについて指摘した。

公益法人の会計、経理の適正化については、行政管理庁の勧告を待つまでもなく、各省庁は、かねてよりその必要性を痛感しているところであるので、この勧告を機会に、公益法人監督事務連絡協議会（昭和46年12月22日、各府省庁文書課長会議決定）において、本格的な検討に入り、会計に関する学識経験者に原案の作成を委託し、その原案を基に作成したものである。

2 本会計基準の性格

この会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に、充実と改善を図って行こうとするものである。

3 本会計基準の取扱い

主務官庁は、この会計基準をすべての公益法人に適用するよう指導するものとする。

ただし、主務官庁が、この会計基準を適用することが適当でないと判断した法人については、当分の間、この会計基準の一部又は全部を適用しないことができる。

4 本会計基準の実施時期

本会計基準は、昭和53年4月1日以降、できるだけすみやかに実施するものとする。

公益法人会計基準

第1 総則

1 目的及び適用範囲

- (1) この会計基準は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人（以下「公益法人」という。）の会計についてその拠るべき基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。
- (2) この会計基準は、公益法人が行う事業のうち、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用することがより合理的な事業については、この基準を適用しない。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、予算書、会計帳簿及び計算書類（収支計算書、貸借対照表及び財産目録をいう。以下同じ）を作成しなければならない。

- (1) 収入及び支出は、予算書に基づいて行わなければならない。
- (2) 会計帳簿は、複式簿記の原則に従って正しく記帳しなければならない。
- (3) 計算書類は、会計帳簿に基づいて事業及び財務の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- (4) 会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款又は寄付行為で定められた期間によるものとする。

4 会計区分

公益法人は、特定の事業目的のために特別会計を設けることができる。

5 勘定科目

予算書及び計算書類の勘定科目は、別表1に準拠して設定するものとする。

第2 予算書

1 予算書の内容

予算書は、当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算書の構成

予算書は、収入予算及び支出予算から構成されるものとする。

なお、借入金限度額及び債務負担額については、これを予算書に明記するものとする。

3 予算書の作成

予算書は、原則として、当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該事業年度中においてこれを変更することができる。

4 予算書の様式

予算書は、別表2の様式に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、別表6の様式に準じ総括表を併せて作成するものとする。

第3 会計帳簿

① 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

(1) 仕訳帳

(2) 総勘定元帳

② 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

(1) 現金出納帳

(2) 預金出納帳

(3) 収支予算の管理に必要な帳簿

(4) 固定資産台帳

(5) 基本財産明細帳

(6) 会費明細帳

3 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。

第4 収支計算書

1 収支計算書の内容

収支計算書は、当該事業年度のすべての収入及び支出の内容を表示するとともに、正味財産の増減を明らかにするものでなければならない。

2 収支計算書の構成

収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。

この場合において予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を収支計算書の備考欄に注記するものとする。

3 収支計算書の区分

収支計算書は、収支計算の部と正味財産増減計算の部に区分しなければならない。ただし、正味財産の増減がきわめて少額である場合等相当な理由があるときは、正味財産増減計算の部を省略することができる。この場合においては、当該項目及び金額を収支計算書又は貸借対照表に注記しなければならない。

4 収支計算書の様式

収支計算書は、別表3の様式に準じ作成するものとする。この場合において特別会計を設けているときは、別表7の様式に準じ総括表を併せて作成するものとする。

第5 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分ち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分

しなければならない。

3) 資産の貸借対照表価額

資産の貸借対照表価額は、取得価額又はこの額から相当の減価額を控除した額とする。物々交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。

4 正味財産

(1) 正味財産は、基本金と剰余金に区別しなければならない。

(2) 基本金は、財団法人にあっては基本財産の額及び当該法人が基本金と定めた額を、社団法人にあっては当該法人が基本金と定めた額をいう。

(3) 剰余金は、正味財産の額が基本金の額を超える部分をいい、次期繰越収支差額と次期繰越増減差額とに区分される。

5 貸借対照表の様式

貸借対照表は、別表4の様式に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、別表8の様式に準じ総括表を併せて作成するものとする。

第6 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、資産の部と負債の部に区分しなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録に記載する資産及び負債の価額は、帳簿価額とする。

4 財産目録の様式

財産目録は、別表5の様式に準じ作成するものとする。

第7 書類の保存

公益法人の予算書、会計帳簿及び計算書類は、最低10年間保存しなければならない。

第8 会計処理規程

公益法人は、この会計基準に基づき、固定資産管理者、出納責任者、会計帳簿、収支の期間区分に関する事項、予算の流用に関する事項等会計処理のために必要とする事項について会計処理規程を作らなければならない。

別表 1 勘定科目

一 予算書及び収支計算書にかかわる勘定科目及び取扱要領

1 収支計算の部

(収入の部)

勘定科目		取扱要領
大科目	中科目	
基本財産運用収入	基本財産利息収入 基本財産配当金収入 基本財産賃貸料収入	基本財産の運用による収入
事業収入	〇〇事業収入 〇〇受託収入	
入会金収入	入会金収入	当年度における未収会費のうち、確実に回収し得るものを含む。
会費収入	正会員会費収入 特別会員会費収入 賛助会員会費収入	
補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入 民間補助金収入	
助成金収入	国庫助成金収入 地方公共団体助成金収入	

負担金収入	民間助成金収入	
寄付金収入	負担金収入	
雑収入	寄付金収入 募金収入	
	受取利息	運用財産の運用による利息収入。
基本財産収入	雑収入	
固定資産売却収入	基本財産収入	基本財産として指定された現金、預金収入。 固定資産の売却による収入。
	土地売却収入 建物売却収入 構築物売却収入 車両運搬具売却収入 什器備品売却収入	
借入金収入	借入金収入	
繰入金収入	繰入金収入	他会計よりの受入金。
積立預金取崩収入	退職給与積立預金取崩収入 減価償却積立預金取崩収入 会館建設積立預金取崩収入	
前期繰越収支差額	前期繰越収支差額	前年度末の貸借対照表の次期繰越収支差額。

(支出の部)

管理費		原則として、当該法人の各種の事業を管理するため、毎年度固定的に要する支出(未払額を含む)。
-----	--	---

〇〇事業費

役員報酬
給料手当
退職金
退職給与引当金繰入額

福利厚生費
会議費
旅費交通費
通信運搬費
什器備品費
消耗品費
修繕費
印刷製本費
燃料費
光熱水料費
貸借料
火災保険料
諸謝金
租税公課
負担金
雑費

給料手当
臨時雇賃金
旅費交通費
通信運搬費
什器備品費
消耗品費
修繕費
印刷製本費

当年度において債務として計上すべき退職給与の見積額。

借入金の支払利息、手形割引料等を含む。

原則として、当該法人の事業目的のために直接要した支出で管理費以外のもの。

配分の困難なものについては管理費に一括計上してもよい。

固定資産取得支出	燃料費 光熱水料費 賃借料 火災保険料 諸謝金 租税公課 負担金 助成金支出 寄附金支出 ○○委託費 雑費	固定資産の取得に要した支出 (基本財産としての固定資産の 取得に要した支出額を含む)。
借入金返済支出	土地購入費 建物建設購入費 構築物建設購入費 車両運搬具購入費 什器備品購入費 借入金返済支出	
積立預金支出	退職給与積立預金支出 減価償却積立預金支出 会館建設積立預金支出	
繰入金支出	繰入金支出	他会計への支出額。
予備費	予備費	
次期繰越収支差額	次期繰越収支差額	

2 正味財産増減計算の部

(増加の部)

勘 定 科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
資産増加額	基本財産受入額	固定資産の場合は公正な評価額。 収支計算の部の固定資産取得支出額。
	土地増加額	
	建物増加額	
	構築物増加額	
	車輛運搬具増加額	
負債減少額	借入金返済額	総会又は理事会等において取崩すことを決議した額。 前年度末の貸借対照表の次期繰越増減差額。
基本金減少額	基本金取崩額	
前期繰越増減差額	前期繰越増減差額	

(減少の部)

資産減少額	土地売却額	売却した固定資産の帳簿価額。 焼失した固定資産の帳簿価額。 固定資産の減価償却を行う場合の償却額。
	建物売却額	
	構築物売却額	
	車輛運搬具売却額	
	什器備品売却額	
	建物火災損失額	
	建物償却額	
	構築物償却額	
	車輛運搬具償却額	
	什器・備品償却額	
負債増加額	借入金増加額	

基本金増加額	基本金組入額	基本財産の増加額に相当する額及び総会又は理事会等において基本金に組入れることを決議した剰余金の額。
次期繰越増減差額	次期繰越増減差額	正味財産の増加額合計と減少額合計との差額。

二 貸借対照表及び財産目録にかかわる勘定科目及び取扱要領

(資産の部)

勘定科目		取扱要領
大科目	中科目	
流動資産	現金預金	現金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等。
	受取手形 未収会費	当年度における未収会費のうち確実に回収し得るもの。
	未収収益 未収金	
	前払金	
	有価証券	市場性のある一時的所有の株式、社債等。
有形固定資産		耐用年数が1年以上でかつ取得価額が相当額以上の使用目的の資産（基本財産として所有する資産については貸借対照表にその旨を注記すること）。固定資産の減価償却を行う場合の償却額につき、間接法による表示方法を採用するときは各科目ごとの累計額を減価償却引当金として示すこと。
	土地 建物	建物付属設備を含む。

その他の固定資産	構築物 車輛運搬具 什器備品 建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産（工事前払金、手付金等を含む）。
	借地権 電話加入権 敷金	事務所等を賃借する場合の敷金。
	投資有価証券	長期所有を目的とする株式会社債等（基本財産として所有する有価証券を含む。この場合には貸借対照表にその旨を注記すること）。
	退職給与積立預金	退職給与にかかわる特定預金を設けた場合の預金額。
	減価償却積立預金	固定資産の再調達のため減価償却相当額を特定預金とした場合の預金額。
	会館建設積立預金	

(負債の部)

勘定科目		取扱要領
大科目	中科目	
流動負債	支払手形	返済期限が1年未満の借入金。 事業費支出等の未払額。 会費収入の前受額。 源泉所得税、社会保険料等の預り金。
	短期借入金	
	未払金	
	前受会費	
	預り金	
固定負債		

	長期借入金 退職給与引当金	返済期限が1年以上の借入金。 退職給与にかかわる見積債務額。
--	------------------	-----------------------------------

(正味財産の部)

勘 定 科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
基本金	基本金	
剰余金	次期繰越収支差額 (うち、当期増加額)	収支計算書の「収支計算の部」の次期繰越収支差額。 (次期繰越収支差額から、前期繰越収支差額を控除した額)。
	次期繰越増減差額 (うち、当期増加額)	収支計算書の「正味財産増減計算の部」の次期繰越増減差額。 (次期繰越増減差額から、前期繰越増減差額を控除した額)。

(注)

- ここに示した勘定科目は、一般的なものを示したのであり、事業の種類により、その内容を示す勘定科目を新たに設定し、又は必要でない勘定科目を省略することができる。
- ここに示した勘定科目の一つを二つ以上の科目に分けて用いることは差し支えない。
- ここに示した勘定科目のうち、二つ以上の科目を一つにまとめることは好ましくない。
- ここに示した勘定科目は、必要に応じて小科目を設定することができる。

別表 2

子 算 書

(昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで)

1 収入支出の子算

1) 収入の部						
勘 定 科 目			子算額	前年度 子算額	増 減	備 考
大科目	中科目	小科目				
収 入 合 計						
2) 支出の部						
勘 定 科 目			子算額	前年度 子算額	増 減	備 考
大科目	中科目	小科目				
支 出 合 計						

2 借入金限度額

3 債務負担額

別表 3

収 支 計 算 書

(昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで)

1 収支計算の部

1) 収入の部						
勘 定 科 目			予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
収 入 合 計 (A)						
2) 支出の部						
勘 定 科 目			予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
支 出 合 計 (B)						
次期繰越収支差額 (C)=(A)-(B)						

2 正味財産増減計算の部

1) 増加の部			
勘定科目		決算額	備考
大科目	中科目		
増加額合計 (D)			
2) 減少の部			
勘定科目		決算額	備考
大科目	中科目		
減少額合計 (E)			
次期繰越増減差額 (F) = (D) - (E)			
剰余金合計 (G) = (C) + (F)			

別表 4

貸借対照表

昭和 年 月 日

1 資産の部

勘定科目		金額	
大科目	中科目		
流動資産	〇〇〇 ⋮ ⋮	××× ⋮ ⋮	
流動資産合計 (A)			×××
有形固定資産	〇〇〇 ⋮ ⋮	××× ⋮ ⋮	
有形固定資産合計 (B)		×××	
その他の固定資産	〇〇〇 ⋮ ⋮	××× ⋮ ⋮	
その他の固定資産合計 (C)		×××	
固定資産合計 (D)=(B)+(C)			×××
資産合計 (E)=(A)+(D)			×××

2 負債の部

勘 定 科 目		金 額	
大 科 目	中 科 目		
流動負債	○○○ ⋮	××× ⋮	
流 動 負 債 合 計 (F)			×××
固定負債	○○○ ⋮	××× ⋮	
固 定 負 債 合 計 (G)			×××
負 債 合 計 (H) = (F) + (G)			×××

3 正味財産の部

勘 定 科 目		金 額	
大 科 目	中 科 目		
基本金	基本金		×××
剰余金	次期繰越収支差額 次期繰越増減差額	××× ×××	
剰 余 金 合 計			×××
正 味 財 産 合 計 (I)			×××
負債及び正味財産合計(J) = (H) + (I)			×××

(注)

1	基本財産（基本金）たる資産：土	地	×××
		投資有価証券	×××
		⋮	⋮
		計	<u>×××</u>

2 建物×××（帳簿価額）は長期借入金×××の担保に供している。

3	固定資産償却累計額：	建	物	×××
		構	築	物
		⋮	⋮	⋮
		計		<u>×××</u>

4 補償債務，係争事件等により会計に重大な影響を及ぼす事実がある場合には，その旨を記載する。

別表 5

財 産 目 録

昭和 年 月 日

(資産の部)		
I 流動資産		
1 現金預金		
(1) 現金		
現金手許有高	×××	
(2) 当座預金		
〇〇銀行：〇〇支店	×××	
(3) 普通預金		
〇〇銀行：〇〇支店	×××	
2 未収会費		
〇〇年度 年会費××× 〇〇名	×××	×××
II 固定資産		
1 土地 〇〇平米	×××	
2 建物 〇〇 #	×××	
3 構築物	×××	
4 車輦運搬具 〇〇台	×××	
5 什器備品 応接セット外6点	×××	
6 電話加入権3本	×××	
7 基本財産引当貸付信託		
〇〇信託銀行：本店	×××	×××
資 産 合 計		×××
(負債の部)		
I 流動負債		
1 預り金		
職員に対する源泉所得税	×××	×××
II 固定負債		
1 長期借入金		
〇〇銀行：〇〇支店	×××	
2 退職給与引当金	×××	×××
負 債 合 計		×××
正 味 財 産		×××

(注) 基本財産(基本金)については、その旨を明瞭に表示すること。

表 6

子 算 書 総 括 表

(昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで)

収入の部

科 目	合 計	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
勘定科目の 大科目別				
合 計				

支出の部

科 目	合 計	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
勘定科目の 大科目別				
合 計				

(注) 当該事業年度の子算額のみを計上する。

別表 7

収 支 計 算 書 総 括 表

(昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで)

(別表6に同じ)

(注) 当該事業年度の決算額のみ計上する。

別表 8

貸借対照表総括表

昭和 年 月 日

1 資産の部

科 目	合 計	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
流動資産合計				
有形固定資産合計				
その他の固定資産合計				
固定資産合計				
資産合計				

2 負債の部

科 目	合 計	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
流動負債合計				
固定負債合計				
負債合計				

3 正味財産の部

科 目	合 計	一般会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
基本金				
剰余金合計				
正味財産合計				
負債及び正味財産合計				